

第5回京都の木の家づくり表彰事業実施要領

1 趣 旨

京都府産木材を使用した京都にふさわしい家づくりの優良事例を表彰し広く紹介することにより、環境にやさしい京都府産木材の普及啓発並びに利用拡大を図る。

2 主 催 等

- ・主催 京都府産木材利用推進協議会
- ・共催（申請中）京都府
- ・後援（申請中）（一社）京都府建築士会、京都府建築工業協同組合、
京都府森林組合連合会、（一社）京都府木材組合連合会

3 募 集

- （1）対 象 京都府産木材（ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証材または京都の木証明材）を使用して建築された住宅等で、「環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業」、「緑の木のまち拡大事業」または「ひろがる京の木整備事業（建物型）」などの対象建築、リフォームとする。（既応募作品を除く。）
ただし、令和5年度は応募締め切り日までに竣工した建物とする。
- （2）応募者 京都府産木材利用推進協議会会員（取扱事業体、認証機関登録事業体及び緑の事業体）または設計者
- （3）応募締切 令和5年11月末日

4 応募方法

応募者は下記の書類等を事務局まで提出する。

（1）提出書類等

① 応募調書（様式1）

② 施設等の図面

付近見取図（縮尺 1/2,500 程度）、配置図、各階平面図、4 面立面図、断面図（1 面以上）をA3サイズで作成

③ 写 真

遠景 1 枚以上、外観 2 枚（2 方向）以上、室内 2 枚以上、軸組 1 枚以上）を、台紙（様式 2）にプリントしたもの、および写真の画像データ

※画像データはできる限り高解像度のもの（350dpi 推奨）

（2）提 出 先

京都府産木材利用推進協議会 事務局

住所 〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41-3
(一般社団法人京都府木材組合連合会内)
電話 075-802-2991、FAX 075-811-2593
E-mail info@kyomokuren.or.jp

(3) 提出書類等の扱い

提出された書類等については、コンクールの目的のみに使用するが、写真については、京都府産木材利用推進協議会及び京都府が京都府産木材の利用推進を目的に使用することがある。

5 審 査

(1) 審査委員会

審査委員会は、建築設計及び木材利用分野の専門家、並びに学識経験者等で構成する。

(2) 審査方法

下記項目について、別に定める審査基準に基づき審査を行い、必要に応じて現地審査を行った上で総合的に判定する。

- ①木材利用（新規性・PR効果・有効活用・利用拡大）
- ②建築技術
- ③京の木の文化（地域環境と生活文化）

6 表 彰

(1) 表彰対象

審査委員会で選定された優良建築について、施主、設計者、施工者の三者を表彰する。

(2) 表彰の種類

次の賞ごとに賞状、副賞（賞金）を交付する。

最優秀賞・京都府知事賞（賞金 10万円）	1点以内
優秀賞（賞金 3万円）	2点程度
奨励賞	10点程度

(3) 表彰の実施

ア 表彰式：令和6年2月実施予定

※応募状況等により協議会総会等（6月）で実施

受賞作品は、協議会HP等への掲載及び各種行事等で広報予定

イ 賞状：施主、設計者、施工者の三者に交付する。

7 そ の 他

この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

京都の木の家づくり表彰事業 審査基準

京都の木の家づくり表彰事業実施要領5の(2)に定める審査基準は、次のとおりとする。

1 木材利用面

- 府内産木材がその特色を活かし、効果的かつ積極的に利用されているか
- 府内産木材の特色を活かした資材の開発・普及効果があるか
- 他の施設の木造化・内外装木質化につながる普及効果があるか
- 新しい材料、部材が使われているか
- 府内産木材が施設の機能性を活かすように使用されているか

2 建築技術面

- 快適性、デザイン性など木の良さが活かされているか
- 新しい用途、部位に使われているか
- 木材を加工又は改良する新しい技術の普及効果があるか
- 木質構造の新たな提案がなされているか

3 京の木の文化（地域環境と生活文化）

- 地域の景観等と調和しているか
- 気候風土となじんでいるか
- 室内環境に対する配慮がなされているか
- 木材利用により豊かな暮らしや社会を実現するものになっているか